

令和4年10月26日

保護者・地域の皆様へ

岩出市教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

教職員の働き方改革に伴う時間外の電話対応等について（お願い）

日頃より、本市の教育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、昨今、教職員の長時間勤務の常態化が社会的にも大きな関心を集める中、本市においても、教職員の業務負担の軽減を図り、教職員一人一人が心身ともに健康を保ち、ゆとりをもって子どもと向き合う時間を確保することは喫緊の課題であり、業務改善・負担軽減するよう文部科学省をはじめ県教育委員会からも指導を受けているところであります。

岩出市教育委員会におきましても、県の基本方針を踏まえ「教育職員の健康及び福祉の確保に関する規則」を策定し、令和2年4月より施行しております。

つきましては、保護者・地域の皆様におかれましては、時間外の電話対応の趣旨についてご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 趣旨

勤務時間を意識した働き方を進め、教職員一人一人が心身ともに健康を保ち、ゆとりをもって子供と向き合う時間を確保することで、より質の高い教育を実現することを目的とする。

### 2 対象 すべての岩出市内小・中学校

### 3 岩出市教職員の働き方改革取組 電話対応ができない時間について

(1)登校日	小学校午後6時00分～翌午前7時30分 中学校午後7時00分～翌午前7時30分
(2)長期休業中の平日	各校で設定している勤務時間を除く時間帯
(3)週休日、祝日等の休業日 学校閉庁期間中	終日

※その他、学校行事で通常に対応時間と異なる場合は、学校だよりや学校ホームページ等でお知らせします

### 4 時間外の電話対応

- ・基本は、勤務時間内（8：15～16：45：学校によって5～10分程度前後します。）に電話連絡をお願いします。
- ・電話がつながる時間帯であっても、教員の勤務時間外については、教職員の不在により、電話がつながらない場合があります。
- ・時間外は、音声メッセージ対応となります。（「はい、〇〇小学校／中学校です。本日の電話対応時間は終了いたしました。恐れ入りますが、平日の午前7時30分以降に改めておかけ直してください。」）
- ・上記の時間以降、緊急の電話連絡が必要な際は、下記へ連絡をお願いします。

岩出市役所（代表電話） 0736-62-2141

【連絡体制】 市役所警備員室 → 教育総務課長 → 該当学校の校長先生へ

【問い合わせ先】岩出市教育委員会 教育総務課  
Tel : 0736-62-2141 (内線 367) Fax : 0736-62-4590

## 「児童生徒の生命や安全に直接かかわる事故」など 緊急を要する重大な事案の場合の連絡先

- 時間外の電話対応については、以下の連絡先へ電話をお願いします。
- 第二連絡先の警備員等から岩出市教育委員会を通じて、学校管理職へ連絡し、学校から「折り返しの連絡先」へ連絡します。



### 第1連絡先



**警察（110番）**

※不審者、事件、事故等



**消防・救急（119番）**

※火災、救急車要請等



**児童相談所（189番）**

※虐待等

学校に知らせる必要がある場合は、第2  
連絡先へ電話をお願いします。

### 第2連絡先



**市役所**

岩出市役所（代表）

0736 - 62 - 2141

「小（中）学生に関わる緊急の要件です」と  
言った後、次の内容をお知らせください。

- ① 学校名・学年・学級
- ② お子さんの氏名
- ③ 連絡者の氏名・続柄
- ④ 折り返しの連絡先

※学校から「折り返しの  
連絡先」へ連絡します。



- 電話対応ができない時間について

(1)登校日	小学校午後6時00分～翌午前7時30分 中学校午後7時00分～翌午前7時30分
(2)長期休業中の平日	各校で設定している勤務時間を除く時間帯
(3)週休日、祝日等の休業日 学校閉庁期間中	終日